

【概 要】

県では、平成２７年度から「地域医療介護総合確保基金」を財源とした介護施設整備事業を実施しています。

県における来年度予算の要求等に向けて、令和９年度の所要額を把握する必要があるため、以下のとおり調査を行います。

【留意事項】

- ① **令和９年度**に本補助金を活用して実施する予定の事業を回答してください。
- ② この補助金は、補助所要額を上限として、事業に要した対象経費を補助するものです（原則として精算払）。
- ③ 施設種別によって、補助対象の可否、補助単価等が異なりますので、御留意ください。
- ④ 本調査への回答をもって、予算化が確約されるものではありません。
- ⑤ 補助メニューは令和８年度時点のものであり、今後追加、削除又は変更される可能性があります。

【調査対象施設】

県内に所在する介護施設（県所管、市町村所管問わず）

【回答期限】

令和８年８月１４日（金）

※要望がない場合は、回答不要です。

期限までに回答がない場合、「要望なし」とみなします。

【回答方法】

県電子申請システムにより回答してください。

ＵＲＬ：<https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure/4544688815173945569>

【問合せ先】

担 当：宮崎県福祉保健部長寿介護課施設介護担当

電 話：０９８５－２６－７０５８

メール：shisetsu@pref.miyazaki.lg.jp

広域型施設におけるダウンサイジング

案 広域型施設におけるダウンサイジング実施事業（R7～）

地域の実状を踏まえた定員の減員を行うため、過疎地域等に所在する広域型の介護施設等を、広域型介護施設（床数減少）や地域密着型サービス等施設へと転換（サービス転換を含む）する事業を対象とする。

（対象施設等）

定員30名以上の広域型介護施設等（※）

※ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ、介護老人保健施設、介護医療院、ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、養護老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。ただし、一部地域における整備に限る。）



（補助要件）

- 対象施設等が過疎地域等※に所在すること。
- 整備内容（ダウンサイジング）は、現在定員を基準として10パーセント以上の減員（転換を含む）に必要な整備とする。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村の同意を得ること。
- 転換後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。

※離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）。

12

介護施設等の集約・再編

案 介護施設等の集約・再編実施事業（R7～）

地域の介護ニーズに応じたサービスを提供するため、大都市及び過疎地域等に所在する次の2つ以上の広域型施設が合築又は併設を行う場合に必要な整備を実施する事業及び、広域型・地域密着型サービス等の施設等が、2施設以上を統廃合するために必要な整備する事業を対象とする。

（対象施設等）

特別養護老人ホーム（併設されるショートステイ用居室を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、認知症対応型サービスセンター、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス（離島・奄美群島・山村・水源地域・半島・過疎地域・沖縄・豪雪地帯に係る振興法や特別措置法に基づくものに限る）、緊急ショートステイ、施設内保育施設

※いずれも定員規模は問わない。



（補助要件）

- 対象施設等が大都市※₁又は過疎地域等※₂に所在すること。
- 事業者は、減員及び生産性向上に資する投資に関する計画を作成し、施設等が所在する市町村の同意を得ること。
- 当事業の実施後の施設等がレッドゾーン・イエローゾーンに所在しないこと（イエローゾーンについては例外あり。）。
- 過疎地域等においてが当事業を実施するにあたっては、当事業実施後の施設等が、都市再生特別措置法第81条による立地適正化計画に記載される居住誘導区域等に立地すること。
- 当事業の実施を行った介護施設等は、事業実施後に処遇改善加算Ⅰ若しくはⅡ又はそれらに相当する加算を取得すること。

※₁ 指定都市、特別区、その他都道府県知事が必要と認めた地域（人口20万人以上を目安とする）

※₂ 離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）又は豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）の適用を受ける地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省令第83号）附則第4条の適用をうける場合を含む）